

③ ②の場合の陸奥国において、右大臣への餞馬を国内から調達した際の受取状を保管していたものではないか。

これら三点のうち、いずれのケースが最も可能性が高いかは、以下若干の考察を加えてみよう。

収文の用例

(a) 『三代実録』元慶五年四月二十八日条

先^レ是。去年四月八日。大膳史生矢田部氏永。奸私作^ニ諸司収文^一。

偷^ニ取淡路国塩代米五十斛余^一。自^レ此奸^ニ作備前讃岐等米収文^一之事発露。出納諸司坐^ニ此事^一。下^レ獄者衆。(下略)

(b) 『延喜主計式』

凡畿内諸国所^レ進調錢。勘^ニ定調帳^一之日。具録^ニ錢數^一。移^ニ送穀倉院^一令^レ納。其収文待^ニ從^レ官下^一勘会。

(c) 『延喜主計式』

凡鑄錢司所^レ進年料錢。隨^ニ所進數^一。且附^ニ綱丁^一収^ニ収文^一。至^ニ二十年終^一令^レ進^ニ惣帳^一。勘会已訖乃与^ニ返抄^一。

(d) 『延喜主計式』

凡諸国貢調並雜物綱丁等。若失^ニ諸司収文^一有^レ申^レ官者。官先令^ニ所司勘^一之。即加^ニ外題^一。経^レ省下^レ寮。更写^ニ前収文^一。

具注^ニ其由^一。允属共署。捺^ニ寮印^一与之。

まず四例すべて「収文」が諸国からの貢進物に対して中央の諸司

が発する受取状の意として用いられている。たとえば、(a)は大膳史生矢田部氏永が、諸司の収文を奸作し淡路国米五十斛余を偷取したことが発覚し、追求の結果さらに備前讃岐等の収文をも奸作していたことも明らかとなり、出納諸司官がこれに坐して下獄する事件である。その点は次の例も同様であろう。

『類聚三代格』承和十年三月十五日太政官符

調庸並雜交易等物納畢之日、郡司綱領受^ニ取諸司諸家返抄収文^一付^ニ授雜掌^一、雜掌為^レ請^ニ返抄^一与^ニ寮官^一共勘^ニ会抄帳^一、若寸絹撮米有^ニ未進^一者、不^レ与^ニ返抄^一。

この史料からは、調庸並びに雑交易等を納めた日に郡司が諸司諸家より受け取ったのは返抄・収文であり、収文は主計寮において返抄請求のために抄帳と勘会されることが知られる。そして未進があった場合は返抄は与えられないのである。結局、収文の性格は、すでに俣野好治氏が指摘しているように現納分についての仮領収証とでもいうべきもので、未進数勘出の役割をもっていたといえる（「律令中央財政機構の特質について―保管官司と出納官司を中心に―」『史林』六十三巻六号 一九八〇年十一月）。

以上の収文の用例からは、①の場合のような右大臣家から陸奥守への餞馬の収文とは理解しがたいであろう。右大臣家から下向する新任の陸奥守に餞馬する場合、陸奥守が収文を発することは、収文の例がいずれも中央の諸司が発するものであった点からしても考えにくく、さらに陸奥国府において、題箋を付けた収文を保管してい

た状態も説明しにくいのではないだろうか。

「右大臣殿餞馬」の用例

【権記】長保二年（一〇〇〇）九月十三日条

奏文並宣旨等注ニ目録一。退出詣ニ左府一。（左大臣）下ニ宣旨一。帰宅。

出羽守義理朝臣所レ送書状並貢馬解文等。彼息男為義持来。（左大臣殿）左大臣殿

貢馬六疋解文在レ別。（下略）

出羽守が都の左大臣殿に貢馬した史料であるが、この「左大（臣）殿貢馬六疋解文」という表記を参照すれば、「右大臣殿餞馬」は①の右大臣殿からの餞馬の意ではなく、②③の右大臣殿に対する餞馬と解することができるであろう。ただし、③は陸奥国内からの馬の調達であるから、収文は国司の側にのこされるのは案文であるが、この題箋には〇〇案とはない。

以上の検討からは、②のケースが最も可能性が高いであろう。②の場合はいくつかの付帯条件を考慮しなければならないが、この場合を先に述べたようにあくまでも按察使は在京しているが、陸奥国を任地とする建前から、右大臣昇進とともに按察使を辞することは陸奥国を離れる行為とみて、“うまのはなむけ”という名目のもとに貢馬したと理解するのである。この陸奥国司から右大臣への餞馬はおそらく陸奥国の貢馬の一形態として慣例化し、その貢進に対して右大臣家から収文が陸奥国司に与えられたと想定することができ

るであろう。

なお、参考までに大納言兼按察使として、右大臣に昇進した人物を一応九世紀末から十世紀前半までの間で「公卿補任」でみてみると、つぎのとおりである。

昌泰四年九〇一（右大臣任、以下同じ） 従三位源光

延長二年九二四 正三位藤原定方

承平三年九三三 正三位藤原仲平

天慶七年九四四 正三位藤原実頼

天曆元年九四七 従二位藤原師輔

康保四年九六七 正二位藤原師尹

本遺跡は遺構・遺物などの考古学的検討からも国司の館と想定する有力な根拠となるし、さらに国守の館であるという可能性も提示できるきわめて重要な資料であるといえよう。また、本遺跡の年代は十世紀前半とされている。この時期は、律令体制の衰退とともに地方政治が大きく変質を遂げるのである。地方政治の中心となる国府においても、しだいに国司の館の役割がその重要性を増してくる時期でもある。（鬼頭清明「国司の館について」『国立歴史民俗博物館研究報告』第十集 一九八六年）。